

2020年6月22日

新型コロナウイルス感染症対策下における プレーリーダー緊急支援実施のお知らせ(第2報)

特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大について、予断を許さない状況であることを考慮しつつ、感染防止対策の徹底に努めながら、各地で冒険遊び場（プレーパーク）が再開されつつあります。

全国の総合窓口を担う日本冒険遊び場づくり協会は、5月よりプレーリーダー緊急支援を実施していますが、「プレーリーダー職務再開」という新たな段階に入ったことを踏まえて追加の緊急経済支援を行うことを決定いたしました。

（参考：「新型コロナウイルス感染症対策下における プレーリーダー緊急支援実施のお知らせ」2020年5月20日発出 http://bouken-asobiba.org/assets/attach/0694/010694200520_202049.pdf）

【支援内容】

◎緊急経済支援

1人あたり20,000円の給付を行います

※6月22日以降、さらなる緊急経済支援として感染症対策支援が加わり給付額が増額しました。6月21日以前にお申し込みいただいていた方のうち希望される方については、遡って対象といたします。

【プレーリーダーのみなさんへ】

今回の支援は、全国の冒険遊び場づくりをさらに盛り上げていくためのものであることから、協会の会員資格は問いません。対象となるみなさんは積極的にご活用ください。

当協会も経済的に厳しい状況にありますが、全国のみなさんの想いを元に、5月に発出した緊急経済支援に追加する形でさらなる緊急支援を実施することにしました。

今後、全国の冒険遊び場づくりをより推進していくために、プレーリーダーの具体的な状況把握を必要としています。必ずヒアリング用紙も提出ください。

みなさんの声は、協会に取りまとめたのち、今後の支援策検討のほか、個人が特定されない形で会員のみなさんをはじめ広く社会に届けられるように公表することがあります。

<募集要項>

1. 支援概要

新型コロナウイルス感染症対策の影響により家計が急変し、重大な影響を受けたプレーリーダーに対して、経済的支援を行います。

2. 支援の対象

新型コロナウイルス感染症対策の影響により次の事項すべてに該当し、経済的支援が必要と認められる全国のプレーリーダー※1。

- (1) 平時にプレーリーダーとして活動している冒険遊び場（プレーパーク）※2 が新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止のため臨時休園等の措置等で活動が休止している場合
- (2) 活動先休止等により活動が困難となり、家計状況が悪化している場合
- (3) プレーリーダー職務再開にあたり、感染症対策に必要な衛生用品や備品等の購入等を行うために経済的負担が増えている場合

※1 冒険遊び場（プレーパーク）において、平時に報酬・謝礼・給与等の形で金銭を受取り定期的に活動しているプレーリーダー。担う役割が同様と判断される場合は、プレイヤー等の名称は問わない。

※2 ここでの冒険遊び場（プレーパーク）は当会が運営する「全国冒険遊び場検索マップ」に掲載されている場所とする（掲載申請は随時受付中です）。

URL : <http://bouken-asobiba.org/play/>

3. 支援の内容

経済的支援および感染症対策支援として20,000円を給付します。

※本人の銀行口座へ振込

※この財源は、全国の冒険遊び場づくりを応援して下さる全国のみなさんから寄せられたご寄付によるものです。

4. 募集人数

20人以内

5. 申請書類

- (1) 申請書（別紙①）
- (2) ヒアリング用紙（別紙②）
- (3) 平時にプレーリーダーとして活動していることを証明できる書類
（活動報告書等若しくは各団体代表者が発行する活動証明書）

- (4) 平時に活動している冒険遊び場（プレーパーク）が新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止のため臨時休園等の措置を講じたことがわかる書類
(臨時休園のお知らせ等若しくは各団体代表者が発行する休園証明書)

※(3)及び(4)の様式は問いませんが、別紙③・④をお使いいただいても構いません。

※必ずしも収入が減少していることを証明する書類は必要としません。但し、応募用紙やヒアリングシートに状況の記載をお願いします

※すでに活動を再開している場合でも、2020年4月1日以降に感染拡大抑止を目的に臨時休園したことが証明できれば対象とします。

※複数個所（複数団体）の冒険遊び場（プレーパーク）で活動しているプレーリーダーについては、主たる活動先（活動日数が多い若しくは他と比較して収入額が多い活動先等）を対象として書類を提出してください。

但し、主たる活動先以外の活動先であっても、休園等の措置により経済的状況の変化が著しい場合には対象となる場合がありますので、ご相談ください。

※応募者および活動先が当会の会員であるかどうかは問いません。

※書式がプリントアウトできない場合は、当会事務局へご相談ください。郵送でお送りさせていただきます。

6. 申請方法

緊急経済支援の給付を希望する方は、申請期間内に日本冒険遊び場づくり協会事務局へ必要書類一式をメール添付でお送りください。

特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会 緊急支援担当 info@bouken-asobiba.org

※すべての書式を pdf 化して送ってください（pdf データを 4 点まとめて送信すること。但し zip 形式は用いない。）

※PC 環境等が整わない場合は、スマートフォンなどで記入済みの書類を撮影し、画像データでの送信を認めます。原本は後日郵送いただくことが条件です。

※書類の不備等がある場合は、振り込みまでに時間がかかります。

※応募が殺到する可能性もあります。その場合申請者のうち、特に収入が大幅に減少している等の緊急性の高いと考えられる方から順次給付をさせていただきます。

※申請書類を元に審査を行うため、必ずしも給付対象となるわけではありません。また、審査内容に関する照会については一切応じかねます。

7. 申請期間

・2020年5月21日～**7月31日16:00**まで

・申請期間締め切り前であっても、予定数に達し次第受付を終了します。

8. 緊急支援金の振り込み

- ・書類受理後速やかに審査を行い、給付決定通知をメールで行います。
- ・給付決定後に、マイナンバー等の情報提供を行っていただきます。マイナンバー等の情報受理後、本人名義の希望される銀行口座へ緊急支援金を振り込みます。
(1週間以内を予定しています)

9. 緊急支援金の返還

次のいずれかに該当すると認められる場合には、緊急経済支援を全額返還していただきます。

- (1) 虚偽の申告を行ったことが明らかになったとき
- (2) 緊急支援の必要性が認められなかったとき
- (3) その他当会の事後確認等に応じず、不適切な申請と判断したとき

10. 問い合わせ先

特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会

緊急支援担当 info@bouken-asobiba.org

※感染拡大抑止のため縮小体制となっています。電話等での問合せはお控えください。

以上